

# 6月定例会の概要

## 本会議1日目

6月10日

- ・会期の決定
- ・専決処分、一般会計繰越明許費繰越計算書など予算に関すること、土地開発公社などの事業経営状況など13件を報告
- ・市長から市政の状況と一般会計補正予算（第1号）など12議案の提案説明。そのうち、一般会計補正予算（第1号）については、即日可決



市長の提案説明の様子

## 常任委員会

6月21日

- ・総務・民生福祉・文教経済・建設水道の4常任委員会で議案を審査

## 予算特別委員会

6月21日

- ・予算特別委員会で議案を審査



再質問の様子

## この定例会で決まったこと

(一部をお知らせします。審議結果はP11に掲載)

### 補正予算

- 価格高騰重点支援給付金給付事業費 ..... 885,444千円
- 定額減税補足給付金給付事業費 ..... 4,101,540千円
- 定期予防接種事業 ..... 1,122,120千円
- 学部新設準備費交付金 ..... 35,000千円
- 地方就職学生支援事業費補助 ..... 2,800千円

### 条例

- 市税条例の一部改正  
地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことによる改正  
固定資産税について、通称わがまち特例の導入による特例割合等を整理  
バイオマス発電設備などに対するもの

### その他

- 排水施設機械設備工事(川北地区)請負契約締結  
神辺町川北地区の排水施設を整備することで、約2倍の排水能力となるもの

## 本会議6日目

6月27日

- ・議案を審査した懲罰特別委員会、3常任委員会および予算特別委員会の委員長から審査結果の報告
- ※<sup>3</sup>・戒告の懲罰を議決
- ・11議案は原案どおり可決、請願1件は不採択
- ・教育委員会の委員の任命の同意など10件の人事に関する議案について同意
- ・議員提出の意見書案3件を可決

## 戒告の懲罰を議決

6月20日付けで、地方自治法第135条第2項および会議規則第97条第1項の規定により石岡久彌議員に対する懲罰の動議が、5人の議員から議長に提出されました。それにより懲罰特別委員会が設置され、審査の後、6月27日の本会議において、戒告の懲罰を科すことが議決されました。

### 動議の理由

6月20日開催の本会議での質疑および一般質問における石岡久彌議員の発言は、事実に反する部分、市長および市民を誹謗中傷する部分などがあるため



\*<sup>1</sup>懲罰：議会の紀律と品位を保持するために、議会の秩序を乱した議員に対して議会がその自律権に基づいて科する制裁のこと。  
 \*<sup>2</sup>動議：主として会議の進行または手続きに関するもので、議員から議会に対して、または委員から委員会に対してなされる提議のこと。  
 \*<sup>3</sup>戒告：公開の議場で懲罰事犯者に対し、議長から本人に将来を戒める旨の申し渡しをすること。